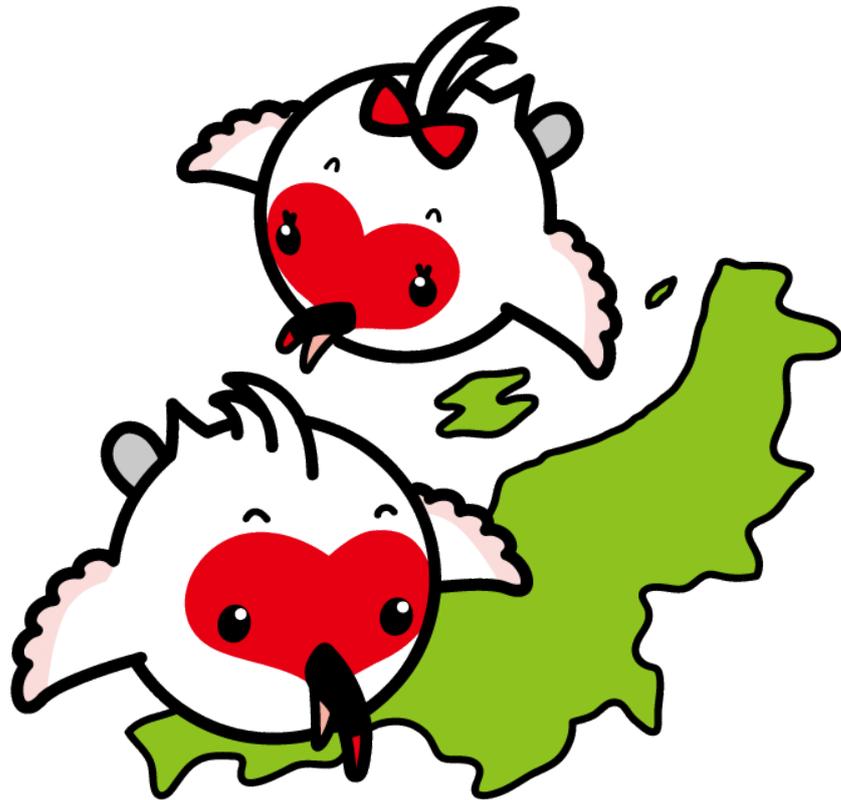


せいかつほご 生活保護のしおり



せいかつほごせいど 生活保護制度とは

わたし せいかつ びょうき はたら
私たちは、生活しているうちに病気やケガなどで働けなくな
ったり、働き手が亡くなったりして生活に困ることがありま
す。

せいかつほご せいかつ こま とき こくみん せいぞんけん
生活保護は、このように生活に困った時に、国民の生存権の
ほしょう きてい けんぼうだい しょうもと さいていげんと せいかつ ほしょう
保障を規定した憲法第25条に基づき、最低限度の生活を保障
し、自分で自分の暮らしを維持できるように支援する制度です。

せいど せいかつほごほう もと おこな
この制度は、生活保護法に基づいて行われます。

1

生活保護の内容

生活保護には、次の8種類があります。

- (1) 生活扶助 毎日の生活に必要な食や衣料、光熱水費などの費用。
- (2) 教育扶助 義務教育に伴って必要な学用品代、給食費などの費用。
- (3) 住宅扶助 家賃、地代や住宅の修理費などの費用。
- (4) 医療扶助 病気やけがなどをした場合の治療に必要な費用。
- (5) 介護扶助 介護サービスを利用する場合の費用。
- (6) 出産扶助 出産のための費用。
- (7) 生業扶助 就職に必要な技術を身につけるための費用や、就職準備、高校修学などの費用。
- (8) 葬祭扶助 葬儀などのための費用。

詳しくは福祉事務所に相談してください。

次のようなときは、必要な費用の全部または一部が支給される場合がありますので、必ず事前に福祉事務所に相談してください。

- 火災などの理由でやむをえず転居するとき
- 病気などのため、おむつなどを必要とするとき
- 小学校、中学校に入学するための費用が必要なとき
- 家の修理が必要なとき
- 仕事を探したり、施設に通ったりするとき



2 生活保護の決めかた

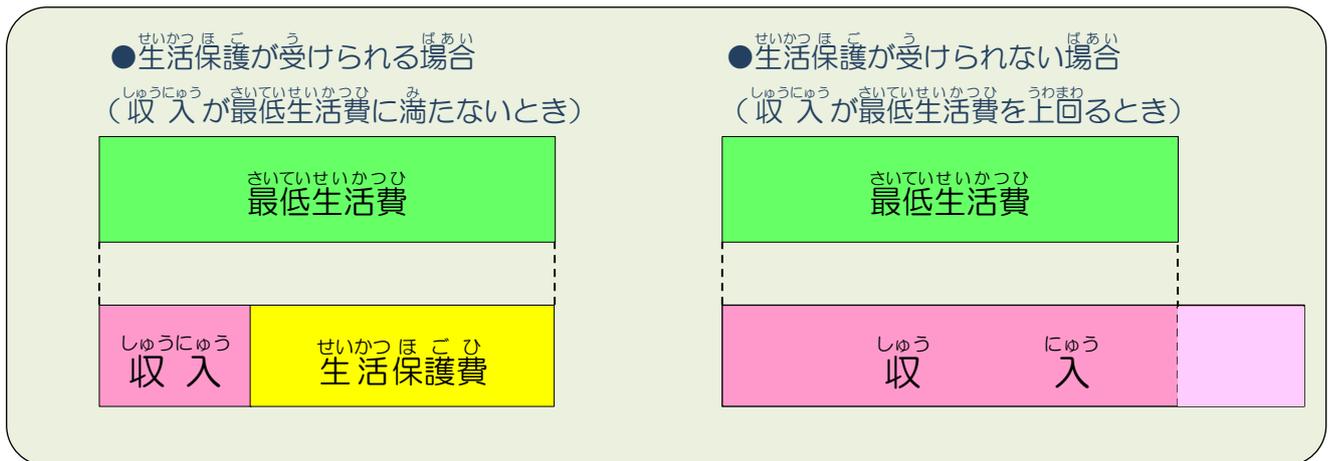
生活保護は原則として、世帯（暮らしをともにしている家族）を単位として、その世帯の最低生活費の額と世帯全員の収入の額を比較し、収入が不足する場合にその不足額を生活保護費として支給するしくみになっています。

さいていせいかつひ 最低生活費

その世帯の暮らしの様子（年齢、人数、健康状態、住んでいる地域など）を基に、国の基準で計算された1か月分の生活費を言います。月によって変わることがあります。

しゅうにゅう 収入

働いて得た収入、年金や手当など他の制度により支給される収入、親や子や兄弟姉妹などからの仕送り援助、資産を貸したり売ったりして得た収入など、世帯員全員の収入を合計したものです。



生活保護を利用するには、

- (1) 預金、生命保険、土地、家屋、自動車、貴金属などの資産は、まず生活のために利用していただくことになっています。
- (2) 世帯員のうち働く力のある方は、働いていただきます。
- (3) 扶養義務者（親、子、兄弟姉妹など）からできる限り援助を受けていただきます。
- (4) 生活保護法（以下、「法」という。）以外の制度（社会保険、雇用保険、各種年金、恩給、手当など）で利用できるものは、利用していただきます。

3 あなたは守られています

生活保護を利用している方には、次の権利があります。

- (1) 正当な理由がないのに生活保護を止められたり、生活保護費を減らされたりすることはありません。(法第56条)
- (2) 福祉事務所から受けた金品と、生活保護を利用する権利は差し押さえられることはありません。(法第58条)

4 あなたに守っていただくこと

- (1) 働ける人は能力に応じて働き、健康の保持及び増進に努め、収入、支出の状況を適切に把握して計画的な暮らしをするなど、生活の維持、向上に努力しなければなりません。
また、生活保護を利用している間は原則として借金ができません。
- (2) あなたの届け出をもとにして生活保護の種類や程度を決めていますので、次のような場合はすぐに福祉事務所に届けてください。
 - ① 収入が増えたり減ったりしたとき（働いて得た収入、年金、仕送りなど全ての収入）
 - ② 家族の人数が変わったとき（出産、死亡、転入、転出など）
 - ③ 家賃、地代などが変わるときや契約更新するとき
 - ④ 働けるようになったり、働けなくなったりしたとき（就職、転職、退職など）
 - ⑤ 引っ越しをしようとするとき
 - ⑥ 社会保険が使えるようになったとき、または使えなくなったとき
 - ⑦ 入院したり、退院したりするとき
 - ⑧ 事故にあったとき（交通事故、仕事上の事故など）
 - ⑨ 家を留守にして遠くに出かけるとき
 - ⑩ そのほか生活の状況が変わったとき（入学、卒業、退学、結婚、離婚など）
- (3) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用することとされています。
- (4) あなたの生活状況に応じて適切な支援をするために、必要な指導・指示をすることがあります。指導・指示に従わない場合は、生活保護が利用できなくなることがあります。
- (5) 生活保護を利用する権利を他人にゆすりわたすことはできません。



5

生活保護費を返していただく場合

1) 生活保護費の返還

- ① 生活上の変化や収入の増加により、支払いした生活保護費が結果として多すぎたときは、多い分だけ返していただきます。
- ② 差し迫った事情などのため、資産などがあるにもかかわらず生活保護を利用した場合には、利用した範囲内の額を返さなければならないこととされています。

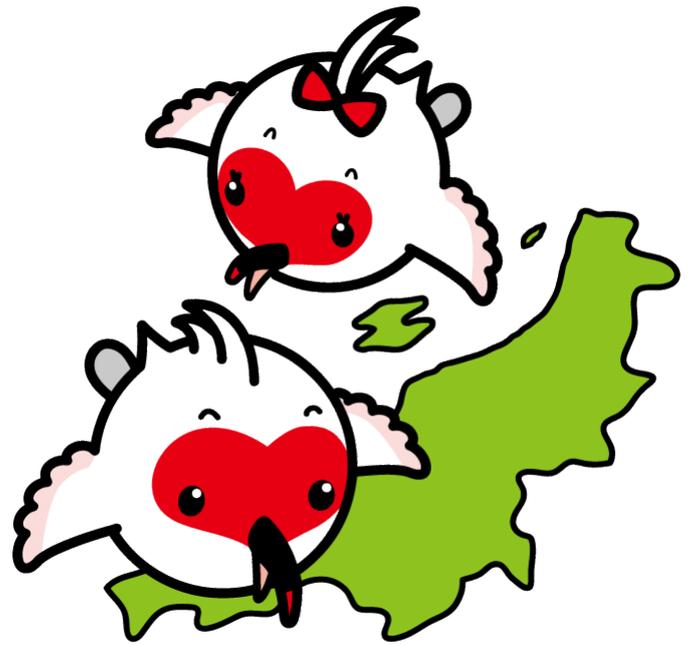
(法第63条)

2) 不正受給の費用徴収と罰則

事実と違う申請や不正な手段により生活保護を利用したときは、返さなければなりません。

また、法律により罰せられることがあります。

(法第78条、法第85条)



6

相談したいときは

あなたの世帯が自分たちで暮らしを維持していくにはどうすればよいか、考えられるよう、町村役場や民生委員などと協力して支援していくのが担当員（ケースワーカー）の仕事です。担当員は法律により秘密を固く守りますので、困ったことやわからないことなどがあるときは相談してください。

7

家庭訪問

福祉事務所の担当員が定期的にあなたの家庭を訪問し、相談に応じます。また、保護費を生活の変化に応じて正しく決定するため、収入や生活状況などをお聞きします。

8

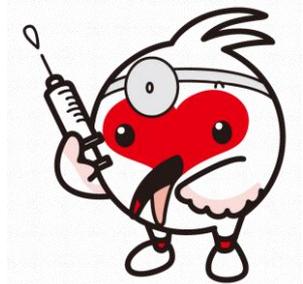
8 不服があるときは

福祉事務所の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3ヶ月以内に知事に対して審査請求を行うことができます。(法第64条)

9

9 医療機関を受診するときは

- (1) 医療機関にかかるときは、町村役場に印鑑を持ってきてください。「診療依頼書」をお渡ししますので、それを持って受診してください。
 - (2) 原則として生活保護法による指定医療機関以外への受診はできません。
 - (3) 休日、夜間など町村役場が閉まっているときや急病になったときで「診療依頼書」がない場合は、生活保護の「被保護者証明書」を受診窓口に提示して治療を受けてください。ただし、町村役場と連絡できる時間になったらすぐに連絡してください。
 - (4) 医師から、治療材料（コルセット、めがねなど）、施術（はり、きゅう、マッサージなど）などが必要だとその指示があった場合は福祉事務所に相談してください。
 - (5) 生活保護受給中は、国民健康保険証およびこれと一緒に使っている重度障害者医療・乳児医療・ひとり親家庭医療の受給者証も使えなくなります。生活保護が決定になったら、保険証及び受給者証は町村の国民健康保険窓口に返してください。
- なお、社会保険に加入されている方は、そのまま社会保険に加入していただき、本人負担分を生活保護で支払うこととなります。
- (6) 医師が後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用が可能であると判断した場合は、原則として使用することとされていますので、ご理解とご協力をお願いします。
 - (7) 通院にあたって交通費が必要な場合は、福祉事務所に相談してください。
 - (8) 医療機関を受診するときは受診先、受診頻度等について、一定の制限がつか場合があります。



10

介護を受けるときは

介護を受けるときは、介護認定が必要となりますので、福祉事務所に相談してください。

11

減免が受けられます

生活保護を利用している期間は、次のものの減免を受けることができますが、それぞれ所定の手続きが必要が必要です。詳しくは福祉事務所に相談してください。

種類

- 住民税
- 固定資産税
- 国民年金保険料
- NHK受信料

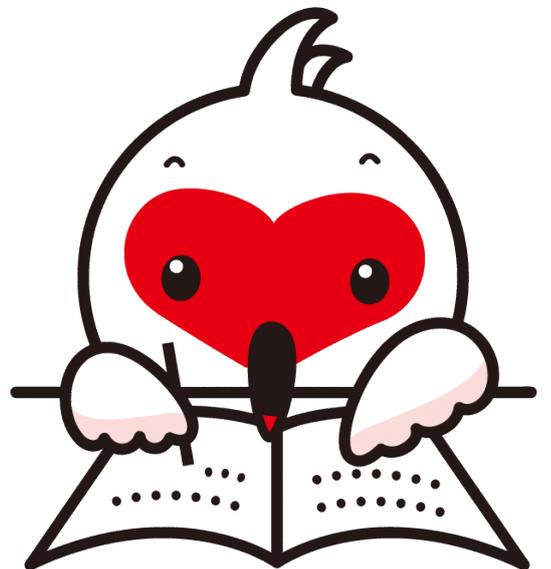
手続きするところ

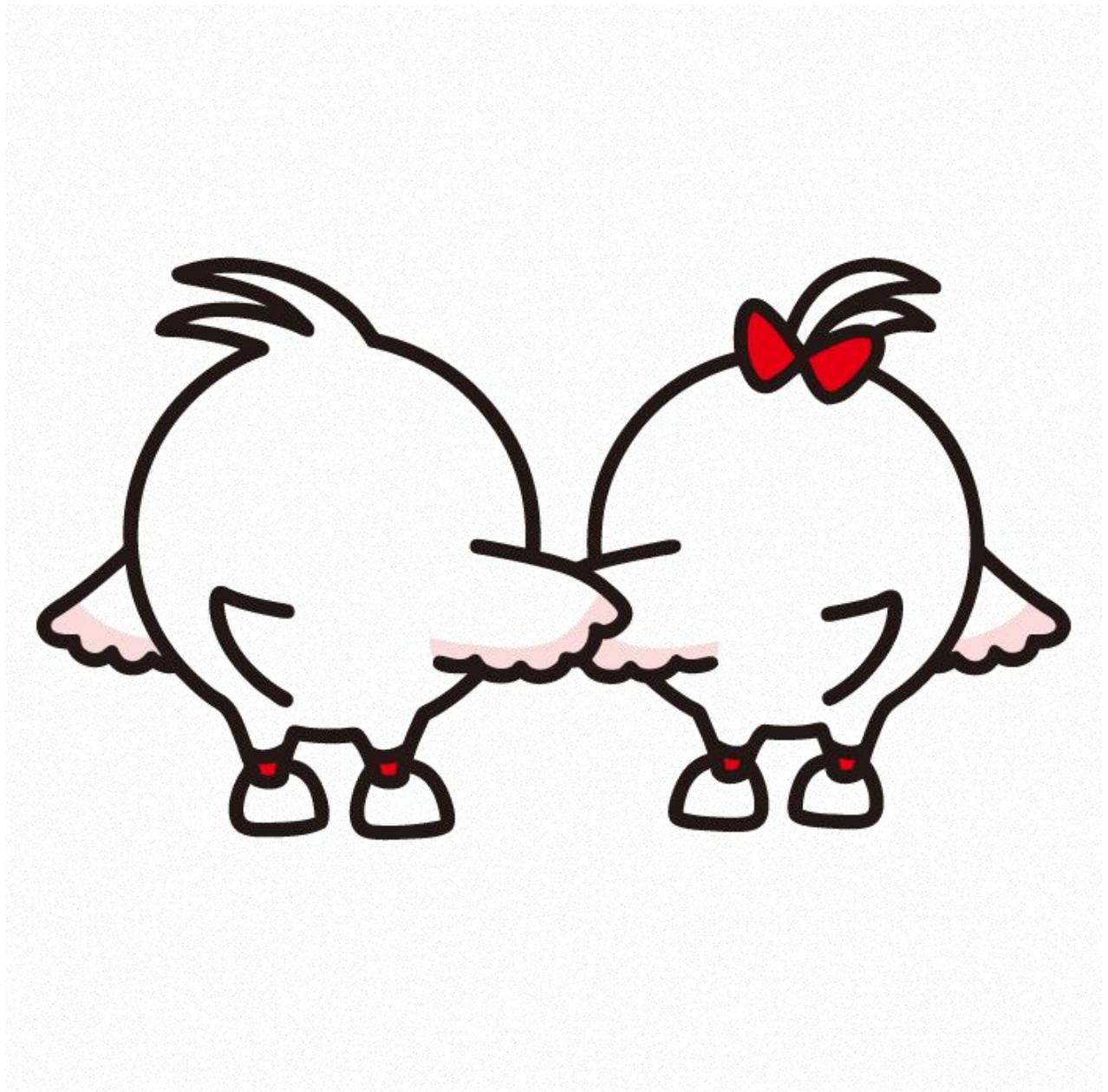
- 町村税務関係窓口
- 町村税務関係窓口
- 町村保険年金窓口
- 福祉事務所に相談してください

12

自立に向けて

生活保護を利用するようになった原因をとり
のぞき、あなたの世帯が自分たちで暮らしを支
えていけるように、これからの生活の目標を
整理して、自立計画を立てていただきます。
福祉事務所、町村役場、民生委員などが
協力します。家族がどのように協力し、
努力したら自分たちの力で生活できるよう
なるのか、よく考えて自立計画を立ててくだ
さい。





発行／新潟県福祉保健部福祉保健課

新潟市中央区新光町4番地1

電話 025-285-5511（代表）

発行日／令和元年12月